

県本部各部課長
殿下各警察署長

共	00	00	10	39	5年
---	----	----	----	----	----

宮本務第1834号
宮本厚第1114号
令和6年12月11日
宮城県警察本部長

勤務間インターバル制度の実施について（通達）

勤務間インターバル（職員の健康及び福祉の確保に必要な勤務の終了からその次の勤務の開始までの時間。以下同じ。）の確保については、国家公務員においては令和6年4月から、各省各庁の長の努力義務とされたほか、総務省から地方公共団体に対しても、同様の取組の推進について地方公務員法及び地方自治法に基づく助言がなされている。

適切な勤務間インターバルにより職員が睡眠時間を含む生活時間を十分に確保することは、健康を維持するために不可欠であるとともに、仕事と生活の調和がとれた働き方を追求するためにも重要であり、組織の魅力向上のほか、公務能率の一層の向上につながることも期待される。

これらを踏まえ、本県警察における勤務間インターバル制度を下記のとおり実施するので、各位にあっては、事務処理に遺漏のないよう、当該制度を適切に運用されたい。

記

1 勤務間インターバルの確保

所属長は、職員に対して、11時間を目安として、勤務間インターバルを確保した勤務を命じるよう努めること。

2 除外業務

前記1の勤務間インターバルの確保は、以下の業務に従事させる場合を除く。

- (1) 災害
- (2) 緊急に対応することが必要な警察本部長指揮事件
- (3) 突発重大事案等の発生時の各種対応
- (4) 交替制勤務及び当直勤務
- (5) 公務のために真に必要な臨時又は緊急の業務

3 具体的な勤務時間の割り振りの例

(1) 基本勤務を行う職員

勤務時間が午前8時30分から午後5時15分までである職員に対して、その終業時刻から引き続き午後9時30分を超えて時間外勤務を命じる必要があるときは、別添の手順に従って、勤務を命じること。

(2) 時差勤務を行う職員

時差勤務を行っている職員に対して、別添の手順に従い勤務を命じるときは、別添の各時刻は、それぞれ時差勤務の始業及び終業に応じた時刻となる。

4 所属長の責務

- (1) 所属長は、前記1の勤務間インターバルの目安時間（以下「目安時間」という。）を日々確保することが困難である場合であっても、以下の取組などにより、確保できない日が恒常的に続く状況を避け、職員が睡眠時間を含む生活時間を少しでも長く確保できるよう努めること。
 - ア 時間外勤務の適切な管理を行うとともに、業務の効率化等により、時間外勤務の縮減に向けた対策を行うこと。
 - イ 深夜までの勤務又は早朝からの勤務を要する状況が長期間続く場合には、時差勤務の活用や勤務体制の見直しなど、できる限り職員間における負担の分散や軽減を図ること。
 - ウ 目安時間を確保することができない日が一定期間続く場合は、当該期間終了後に休暇取得を奨励するなど、職員の速やかな心身の疲労回復を支援すること。
 - (2) 所属長は、職員の心身の健康確保に向けて、過重労働者に対する医師による面接指導やストレスチェック等によるメンタルヘルス対策についても適切に取り組むこと。
- 5 その他
この制度の運用に関する質疑は、下記担当へ照会すること。
 - 6 施行年月日
令和7年1月1日

担当：警務部警務課企画第二係
健康管理センター健康管理係

別添

<p>I 当日の終業時刻から引き続き午後9時30分までの時間外勤務を命じるとき</p>	
<p>翌日の始業時刻まで最低でも11時間の休息時間を確保できる。</p>	
<p>II 当日の終業時刻から引き続き午後9時30分を超え翌日の午前2時までの時間外勤務を命じる必要があるとき</p>	
<p>①翌日の午前8時30分から午後0時までの勤務時間を、当日の午後5時15分から午後8時45分まで割り振り、翌日の勤務を午後1時から午後5時15分までとする。 ②午後8時45分からの時間外勤務を命じる。</p>	
<p>III 当日の終業時刻から引き続き午後9時30分を超え、更に午前2時を超える時間外勤務を命じる必要があるとき</p>	
<p>前記IIの割り振りを行った上で、翌日の年休の取得を強く奨励し、やむを得ず勤務させなければならないときは、運転業務を行わせないとともに、軽易な事務作業に従事させるなどして、各種事故防止に配慮する。</p>	